

福島復興再生特別措置法「重点推進計画～世界に誇れる福島の復興・創生の実現～」概要

福島復興再生特別措置法に基づき、福島における新産業創出等を重点的に推進するため、福島復興再生基本方針に即して、福島県知事が作成。

【平成30年4月25日内閣総理大臣認定】

第1部 計画の基本的事項

- 目標**
- ① 浜通り地域等における自律的な経済復興の実現
 - ② 福島県全域での先端産業の集積による全県的な経済復興の実現
 - ③ 世界に誇れる福島の復興・創生の実現

本計画の区域 福島県全域

本計画の期間 ～ 2020年度末まで

第2部 福島イノベーション・コースト構想

福島国際研究産業都市区域 浜通り地域等15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）

本構想実現のための基本的な方向性と主な取組の内容

方向性(1) 拠点の整備及び研究開発の推進

- 福島ロボットテストフィールドの整備
- 情報発信拠点（アーカイブ拠点）の整備
- 廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産、環境・リサイクル分野における技術開発・実用化の推進



方向性(2) 産業集積の促進及び教育・人材育成

- 企業立地補助金の活用等による企業立地促進
- ビジネスマッチングの促進
- 民間企業等の参入促進等による農林水産業の成長産業化
- 初等中等教育でのイノベーション人材の育成
- 大学等の教育研究活動の推進
- 地域の研究機関等と連携した産業人材の育成確保



方向性(3) 生活環境整備の促進

- ふくしま復興再生道路等のインフラ整備促進
- 広域バス路線確保等の生活環境の整備
- 復興拠点等と連携したコミュニティの形成



方向性(4) 来訪者の増大による交流人口の拡大

- 福島ロボットテストフィールド、アーカイブ拠点を起点とする交流の促進
- 地域資源を活用した新たな魅力の創造



方向性(5) 多様な主体の連携の強化

- （一財）福島イノベーション・コースト構想推進機構を中核とした関係者間の交流の促進
- 推進機構と福島相双復興官民合同チームとの連携の強化



一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

- ・本計画に関連する取組を一貫して推進するため、一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構を計画実施主体として位置づけ
- ・本計画に基づく(1)から(5)の施策を総合的かつ計画的に推進するため、産業集積の促進、大学教育研究活動の支援、交流人口拡大、総合的な情報発信等を、県と一体となって進めていく

法第81条第3項に基づく特例事業

- (1) 法第84条の適用事業（中小企業者の特許料等を軽減）
- (2) 法第85条の適用事業（ロボット新技術開発者が国有施設を低廉利用）

第3部 福島県全域における新たな産業の創出等の取組

新たな産業の創出及び産業の国際競争力強化に寄与する取組

- (1) 再生可能エネルギー（福島新エネ社会構想）
- (2) 医薬品及び医療機器
- (3) ロボット
- (4) 航空宇宙関連産業
- (5) ICT（情報通信）
- (6) その他

取組の迅速かつ確実な実施のための措置等

- (1) 技術革新の推進
- (2) 企業立地の促進
- (3) 知的財産を活用した技術・製品開発の推進
- (4) 高度産業人材育成のための施策
- (5) 起業の促進